

# 三木市公契約条例 令和6年度 労働報酬下限額一覧表

令和6年4月1日

## 1 対象工事請負契約

(単位：円／1時間)

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,610	高級船員	3,360
普通作業員	2,480	普通船員	2,750
軽作業員	1,730	潜水士	4,410
造園工	2,610	潜水連絡員	3,330
法面工	3,100	潜水送気員	3,410
とび工	3,000	山林砂防工	2,970
石工	4,000	軌道工	4,540
ブロック工	3,260	型わく工	3,180
電工	2,590	大工	2,950
鉄筋工	2,850	左官	2,900
鉄骨工	2,750	配管工	2,540
塗装工	2,930	はつり工	3,240
溶接工	3,260	防水工	2,930
運転手(特殊)	2,720	板金工	3,150
運転手(一般)	2,480	タイル工	2,670
潜かん工	3,950	サッシ工	3,230
潜かん世話役	4,750	屋根ふき工	3,130
さく岩工	3,260	内装工	3,310
トンネル特殊工	4,740	ガラス工	3,010
トンネル作業員	3,310	建具工	2,820
トンネル世話役	4,850	ダクト工	2,700
橋りょう特殊工	3,690	保温工	3,000
橋りょう塗装工	3,620	設備機械工	2,940
橋りょう世話役	4,490	交通誘導員A	1,870
土木一般世話役	2,940	交通誘導員B	1,550

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、手伝いを行う者については、1,040円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

なお、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、該当最低賃金額とする。ただし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げる。

## 2 対象委託契約

(単位：円／1時間)

労働報酬下限額
1,040円

(注) 労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、該当最低賃金額とする。ただし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げる。